

—会員情報証明申請をするにあたっての注意事項—



会員情報証明申請は請求者本人又はその代理人のみが開示を申請することができ、本人・代理人であることの確認は、以下に記載する書類等を確認する方法で行います。

ご不明な点はご所属会担当窓口^{*}にご確認下さい。

1、申請者本人が窓口で申請をする場合

申請者本人が窓口で申請をする場合は、**身分証明書又は弁護士バッジ**により本人確認することが可能です。

それ以外の場合は以下の①～⑤の書類等のいずれかにより本人確認をします。

- ① 運転免許証
- ② 健康保険の被保険証及び住民票の写し
- ③ 外国人登録証明書
- ④ 写真付住民基本台帳カード
- ⑤ パスポート及び住民票の写し

2、代理人が窓口で申請をする場合(弁護士の代理人として法律事務所事務員が申請をする場合)

申請者の代理人として法律事務所事務員が申請をする場合は、

- ① 弁護士の職印と署名、登録番号の記載がある申請書
- ② 当該事務員の身分証明書
- ③ 委任状(弁護士の職印による押印が必要)

により本人・代理人確認を行います。

*** 証明発行には数日要します。**

以上

*各会担当窓口（「会員情報証明申請書」提出窓口）

東京弁護士会	弁護士会館 6階	会員課窓口
第一東京弁護士会	弁護士会館 11階	会員課窓口
第二東京弁護士会	弁護士会館 9階	総務課窓口